

早池峰大償神楽の担い手について

中 嶋 奈津子

【抄録】

北上山地の主峰早池峰山麓の集落には早池峰流神楽と呼ばれる神楽がいくつも存在し、その中核とされる神楽のひとつが大迫町内川目の早池峰大償神楽である。大償神楽は大償神社（岩手県花巻市大迫町・旧大償三社権現）の奉納神楽であり、1488（長享2）年銘の神楽秘伝書を有することから神楽の開始からおよそ500年以上経過することが推定される。なぜこの神楽が長期に渡って継承されたのかについて考える上で、担い手についてその変遷も含めて知ることは重要である。大償神楽は、付属する大償三社権現の別当佐々木家が江戸時代から神楽を率いてきたが、神楽の担い手は「禰宜家を中心とした地域住民」と伝えられ、これについて一部を除き明確にされていない。そこで今回、江戸時代末期から明治時代への移行期と、近現代における大償神楽の担い手に着目して、資料や聞き取り調査から可能な限りの神楽の担い手を抽出し分析したところ、明治時代までは別当佐々木家血縁の幾つかの家と早池峰山の最初の里宮である田中明神別当の弟子により神楽が守られていたこと、後に佐々木家の分家や大償集落の決まった家筋の人々により神楽が担われ、時代の流れとともにその範囲が広がっていくことを明らかにした。

キーワード：早池峰山，大償神楽，神楽の家系，担い手，変遷

はじめに

北上山地の主峰早池峰山（1917m）は、古来人々の信仰を集めていて、山麓の集落には早池峰流と呼ばれる神楽がいくつも所在している。その中核とされるのが岩手県花巻市大迫町の早池峰大償神楽（以下、大償神楽）と早池峰岳神楽（以下、岳神楽）である。大償神楽は1488（長享2）年銘の神楽秘伝書を所蔵しており、一方岳神楽は1595（文禄4）年銘の獅子頭を所蔵していることから、ともに神楽（もしくは獅子頭を奉じる祈祷）の開始から500年の年月が経過していることが推定されている。しかも両神楽は、これまでの経過の中で盛衰はあっても途絶えることなく継承されてきたことが伝えられている。筆者はこれまで早池峰神楽の継承と伝播について検討してきたが、「大償神楽と岳神楽は、なぜ長期に渡って継承されたのか」について考える上で、神楽の担い手についてその変遷も含めて着目することは重要と考えている。このふたつの神楽について、岳神楽は所属する巖妙泉寺（現在の岳早池峰神社）の社人六坊が江戸時代の神楽の担い手であり、明治時代以降は帰農したその子孫を中心に血族で神楽を継承して現在に至ることが知

られている。一方、大償神楽については、所属する大償三社権現（現在の大償神社）の別当佐々木家が江戸時代から代々、神楽を率いてきたが、神楽の担い手は禰宜家を中心とした地域住民であり、現代においては門戸を広げて集落以外の地域からも神楽に参加している。この大償神楽の基盤を守ってきた「禰宜家を中心とした地域住民」についてはこれまで一部を除き知られておらず、数百年間続いた神楽にも関わらずどのような人々によって神楽が守られて来たのかが不明である。筆者はこれを明確にする必要があると考えて調査を継続している。本論では、江戸時代から明治時代への移行期と近現代における大償神楽の担い手に着目し、別当家に残された資料および聞き取り調査から可能な限りの神楽の担い手を時代ごとに抽出し、これらの情報を基に、大償神楽の担い手とその変遷について述べたい。

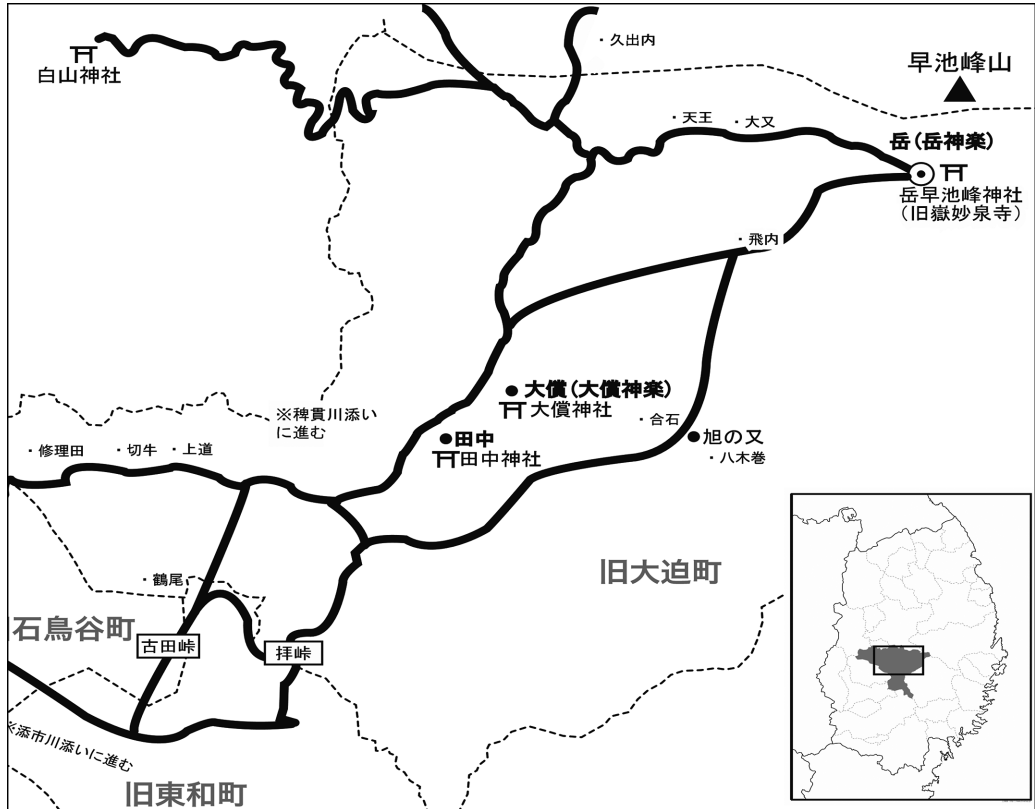
1. 大償神楽の概要と先行研究について

大償神楽が付属する大償神社は花巻市大迫内川目に所在する。江戸時代には大償三社権現として信仰を集めていた。別当は古くは修験幸林坊（光林坊）であり、1746（寛保3）年に、現在の別当佐々木家の祖先が吉田家神道裁許状を得て大償三社権現（以下、大償神社とする）別当として祭祀し、現在も神社を守っている。前別当幸林坊が早池峰山の最初の里宮（遥拝所とも）である田中神社から学んだ神楽も、このとき佐々木家が引き継いだことが伝えられる。これが現在の大償神楽である。（写真1）（地図1）

大償神楽と岳神楽はともに1931（昭和6年）年に本田安次に見出されて以降、「早池峰神楽」と称され、これまで多くの研究が蓄積されている。しかしながら、担い手についての報告は殆ど見当たらない。岳神楽については、江戸時代に神楽が所属する嶽妙泉寺（現在の岳早池峰神楽）の六坊と呼ばれる社と禰宜により神楽が担われていたことが、『嶽妙泉寺文書』に記録されている⁽¹⁾。六坊たちは明治時代に帰農した後も、血族だけで神楽を継続して現在に至っている。森尻は、岳神楽と、その弟子である石鳩岡神楽、そして両地域との関係性について「弟子座の形成」に記している⁽²⁾。大償神楽に関しては、1745（寛保2）年以降、別当佐々木家が祈祷者となり、禰宜を中心に神楽が担われていたことが『山陰文書』⁽³⁾などに記されている。大償神楽も岳神楽同様数百年続く神楽でありながら、これ以外の神楽の担い手についての記録は上記文書と別当佐々木家の文書に若干残されている以外に殆ど知ることが出来ない。筆者はどのような人々により大償神楽が守られてきたのか、明確にしたいと考えた。よっ



写真1 大償神楽権現舞



地図1 大償集落とその周辺地域

て、本論では江戸時代後期から明治時代については山陰文書と別当佐々木家文書を中心に、そして大正時代以降は神楽衆の聞き取りと資料調査を中心に、大償神楽の担い手とその変遷について明らかにしてゆく。

2. 大償神楽の担い手について－資料から見る神楽の担い手について

(1) 田中明神別当山陰家と大償神社別当佐々木家との関係

ここで最初に田中明神（現田中神社）別当山陰家について触れたい。田中明神は早池峰山の最初の里宮（遥拝所とも）であり、別当山陰家（明治時代以降は山影氏と表記）は大償神社別当佐々木家の血族かつ師匠にあたる⁽⁴⁾。山陰氏は、南部氏以前の支配者稗貫氏・大迫氏の家臣であったと伝えられる。大迫氏の所領下では早池峰山（当時は東嶽と呼称）の祭祀に関与していたが、南部氏の掌握下に入るとともに状況が変わる。1612（慶長17）年の嶽妙泉寺新山堂再興に当たって早池峰権現遷宮の幣取りを山陰家が担ってはいるが、その後妙泉寺が南部家の東の鎮守として位置づけられ、「六坊」が形を整えるとともに、その体制から除外されるようになった。山陰家第50代宣房が1742（寛保2）年に吉田家裁許状を得て讃岐守を名乗った翌年、その弟子

である大償神社別当佐々木市之介も吉田家の裁許状を得て、佐々木織江吉郷を名乗っている。大償神楽と岳神楽は、それぞれ田中明神の付属神楽から神楽を伝承されたことが伝えられるが、この田中明神の神楽が廃れた後の田中明神の祈祷舞は、大償の神楽が担っていた。

(2) 『山陰文書』の中にみる神楽の担い手について

『山陰文書』「表日記」は、田中明神の祭礼に関する記録であり、1793～95（寛政5～7）年までは山陰家第50代讃岐守宣房が記し、1796（寛政8）年～1830（文政13）年までは51代越前守栄郷が、そして52代飛騨守栄勝が1833（天保4）年まで記載している。従って『山陰文書』「表日記」の祭礼やさまざまな行事の項では、大償神楽についての記録を見ることが出来る。これを見ると1793（寛政5）年以降、毎年9月8日には田中神社の例祭、そして12月8日の神社の御歳越しなどで神楽の記事が見られる。大償の神楽を奏したと考えられる人々の初期の記事は、1794（寛政6）年9月8日の項であり、田中神社神主越前守（山陰家51代栄郷）を筆頭に、7名の名が記されている⁽⁵⁾。

一、九月八日 天氣能 例年の通り、田中明神の祭礼 一社一傳式相調、恒例の神事相勤也。
一、千度祓、三種祓い、一切成就祓、神主、祝詞。次ニ冷しめの御神楽ヲ奏、十三人。次ニすもう。神主越前守 社人織江 同織居 同浪江 助門人六吉 助人長作 助人火ノ又の兵二

社人織江とは大償神社別当佐々木織江（5代・九次。没年不明1800〈寛政12〉年の勸進帳に記録あり）のことである。神主越前守と3名の社人、助門人・助人と称する人々が3名、さらに6名（氏名の記載なし）が加わって神楽がなされたことが記載されている。このうち「火ノ又の兵二」の火ノ又集落は大償集落の近隣にあり、当時から大償や田中以外の地域を超えた人々が神楽に参加していることがわかるが、この人物の関係性はこの記事からはわからない。ただし火ノ又集落は、前出の山陰家44代筑前守の三男大償刑部の子孫宝鏡院（1716〈享保元〉年に院号を得る・羽黒派修験）・法乘院（羽黒派修験）ら大償野口修験の霞場で、彼らは田中万宝院（山陰家48代善尊1655〈明暦元〉年～〈享保10〉1725年）の弟子でもある。云わば火ノ又集落もまた山陰家ゆかりの地域である。江戸時代には一般の人々が神楽に携われないことを考えると、火ノ又の兵二の身分は田中明神の門人もしくは大償野口の修験である可能性が高い。

また、1801（寛政13）年9月8日の項には、社人として大償神社別当6代佐々木丹弥（備後1777〈安永6〉年～1858〈安政5〉年）の名が見られるようになり、禰宜12人で神楽を奏した記事がある。1804（享和4）年の田中大明神例祭の記録では、祈祷者として、別当丹弥の他に久八・長作・九之丞・清八の名が見られ、彼らが社人もしくは禰宜などの宗教者であることがわかり、その後も祈祷や神楽の項に彼らの名が記されている。このうち、久八については別当佐々木家の分家で、大償神社の禰宜である屋号「百拜」家であることが分かっている。百拜家では、現在もその子孫が神楽を継承している。また、1812（文化9）年の「獅子舞神楽一党御差留」に対する嘆願書「乍恐奉願上事」には、神楽の担い手の名と身分が具体的に記されている⁽⁶⁾。

【別当】丹弥 伊織

【欄宜】久松 岩松 辰之助 文弥 左源太 久司 集太 力弥 十三日 愛之助 織江

このうち、伊織は佐々木家初代の血族「光林坊」家、そして久司は5代別当佐々木久次の分家屋号「別当かまど」家であることが分かっている。このように、大償神社別当6代佐々木丹弥以降、次第に神楽の担い手の名が記されていくようになるが、この時点では数軒の血族関係の人々以外、多くの担い手の関係性がわからない状況である。

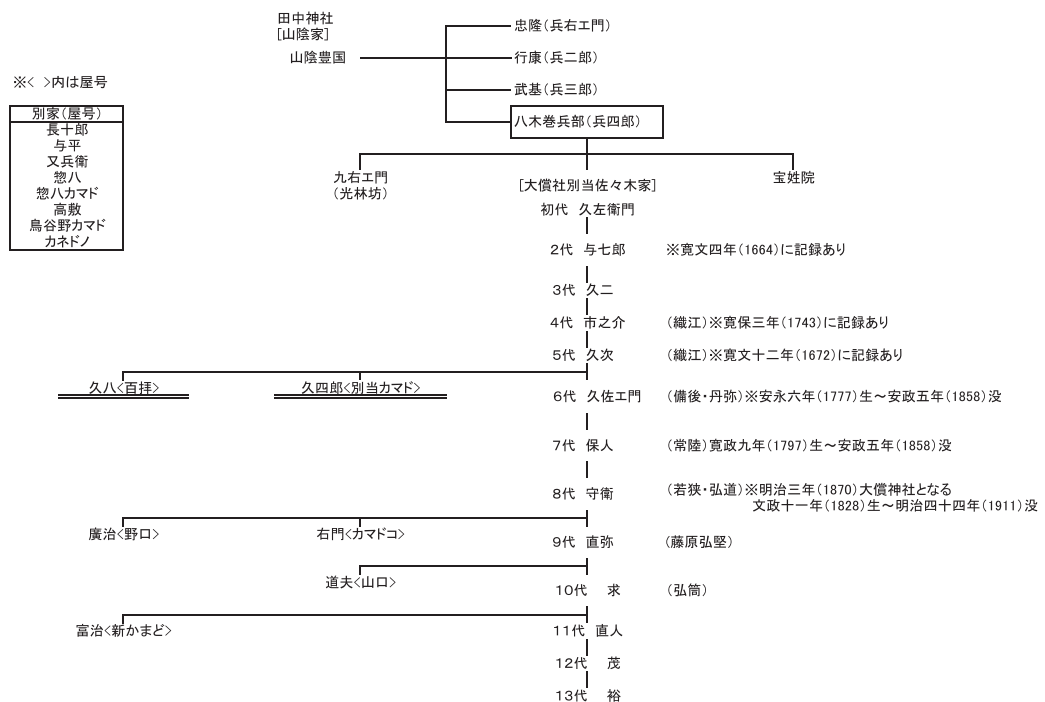
一方、大償神社別当佐々木家には、明確に神楽の担い手について記されている資料がある⁽⁷⁾。1814（文化10）年当時の大償神楽衆の届け出の記録「人数覚之事三社別当共十六人」および1817（文化14）年「神楽社人」（ともに、佐々木裕家所蔵）には、大償神社別当5代佐々木織江と6代佐々木丹弥を筆頭に、当時の神楽の担い手の名が記されている。以下整理して屋号などを付したものを表1として掲載する。

表1 大償神楽の担い手の記録

資料名	筆頭	神楽の担い手（別名・屋号）
人数覚之事三社別当共十六人 佐々木裕家所蔵 神楽関係文書 1814（文化10）年 【大償神社の別当並びに欄宜ら16名の名が記される】	◎織江（久八→久次カ 第5代別当）祝部 ◎丹弥（備後 第6代別当）神職	◎伊織（久右衛門・光林坊） ・民弥（惣吉・惣八カ） ・岩尾（屋号直） ・伝（大助・ぶなの木）達曾部住 ・宇八（十三日・奏深澤） ◎久司（要助・別当かまど家） ・栄治（屋号奥）澤の奥住 ・力弥（邦松・郷） ◎喜代見（与助・大償野口） ・歌見（辰之助・馬場館） ・織之助（屋号戸（藤カ）右エ門）合石 ・愛之助（岩藤）火の又堰の下住 ・うの助（屋号与兵衛家） ・孫助（屋号穂積）
神楽社人 文化14（1817）年 丑7月3日 佐々木裕家所蔵 神楽関係文書 【神楽社人12名の名が記される】	◎久右衛門（光林坊）	・与右衛門（不明）・惣八（惣八） ・重蔵（不明）・源蔵（不明） ・長十郎（長十郎）◎久太（百拜カ） ◎要助（久司・別当かまど） ・久之丞（不明）・惣治郎（不明） ・条助（不明）・久之助（不明）
御社御役人 1888（明治21）年 10月28日 【大償神社の神楽社人の名が記される】	◎織江・備後	◎伊織（久右衛門）・文弥（孫助） ・傳ツタゑ（長之助）・民弥（惣治） ・栄治（与兵衛） ・織之助（久弥・戸右エ門） ・愛之助（内小根）・力弥（邦松・郷） ・歌見（辰助・馬場館）・小弥太（不明） ◎喜代身（与助・大償野口）

<p>神楽講社 ・1888（明治21）年10月28日銘 6枚 ・1889（明治22）年3月26日銘 1枚 佐々木裕家所蔵 神楽関係文書 【神楽人の証札】</p>	<p>◎佐々木守衛（第8代別当）</p>	<p>1888（明治21）年10月28日銘 ・佐々木仙蔵（屋号不明） ・佐々木多重（与平衡） ・佐々木長十郎（長十郎） ◎佐々木豊治（別当かまどカ） ◎佐々木鉄馬（カマドコ） ・阿部惣八（惣八）→惣八カマド継承 1889（明治22）年3月28日銘 ◎佐々木久八（百拜）</p>
---	----------------------	--

*この資料は、『大迫町史資料編』『文化教育編』に掲載される「山陰文書」「田中文書」および『大償別当の記①②』を中心に神楽衆の名を抽出したものに、資料や聞き取り調査などから屋号を付け加えたものである。◎：大償神社別当佐々木家血縁 下線部：以前から神楽に参加する家・人物



図表 1 大償別当佐々木家の系譜と神楽に関わる家

加えて、【大償別当佐々木家の系譜および、神楽に関わる家】を図表1として掲載する。

この表から神楽に携わった人々の屋号と居住地域を考慮すると、少なくとも文化年間以降は、大償別当佐々木家の血縁にあたる屋号光林坊家・別当カマド家・百拜家・野口家などの人々が神楽に関与し、これ以外の大償集落の屋号長十郎家・与兵衛家（長十郎家と与兵衛家は血族）・惣八家の3家は大償神社の禰宜の家、そして火ノ又集落は野口法院の修験、外川目合石集落と達曾部集落の人々については田中明神別当山陰家の弟子であることが推定される。興味深いことに、前出の内川目の火ノ又や八木巻、外川目合石の各集落では江戸時代から神楽を組織しており、その来歴は明らかになっていないが過去に大償神楽や岳神楽に関わっていたという言い伝えがあ

る。大償集落を含めてこれらの地域（内川目・外川目）は、かつて早池峰山の最初の里宮であった田中明神に対する信仰が篤い地域であり、しかも山陰氏は稗貫氏や大迫氏との関係から大きな力を持っていた。また血族の中から数多くの社人や修験を輩出し、大償幸林坊・八木巻宝姓院・野口宝乗院・などと姻戚関係を持つなど、複数の山陰家ゆかりの弟子が内川目や外川目に存在していることがすでにわかっている。つまりは祭祀者を山陰家や佐々木家として、神楽の権利を与えられた大償神社の禰宜を中心に田中山陰家の弟子集団が必要により各地に集結して祈祷舞を行っていたことが考えられる。

さらに近現代において、佐々木家の血族である屋号カマドコ家や、同集落に居住する屋号長十郎・惣八・又兵衛・高敷・カネドノ・高屋敷などの家が神楽に加わり、担い手の構成が広まったことが明らかになった。これらの中には、明治時代以降大償に移住してきた新しい家も含まれている。総合すると、大償神楽の担い手について、はじめは神楽の権利を与えられた大償神社別当佐々木家の血縁の家数軒と田中明神別当山陰家の弟子により神楽は担われていたが、佐々木家の分家など血縁関係の家が増えることにより、大償集落内での神楽の担い手も増えてきたことがわかる。資料にある屋号から分析すると、明治時代以降も基本的には別当佐々木家血縁の人々を中心として、他には同集落内のほぼ決まった家の住民が神楽衆の構成員となり、一方火ノ又や合石などの他地域の人々の参加は減じていったことがわかった。

3. 神楽の担い手たちの近現代－百^は拝 佐々木家からみる大償神楽

明治時代以降も田中神社や大償神社の例大祭の奉納や門付けなど、神楽の活動は続いていた。当時の神楽の担い手は、【表1 大償神楽の担い手の記録】に表記したように、明治時代では、大償神社別当8代佐々木守衛（若狭）が筆頭となり、佐々木豊治（別当かまどか）佐々木鉄馬（カマドコ）佐々木久八（百^は拝）をはじめ、佐々木多重（与平衛）佐々木長十郎（長十郎）阿部惣八（惣八）佐々木仙蔵（内川目村屋号不明）らが神楽衆となっている。

別当佐々木家の資料によると、かれらは自らの神楽を「社風神楽」であることを強調し、また1888（明治21）年には「神楽講社」としての社人証を有していたことがわかった。（写真2①②）それまでは、神社の神楽であったものが、当時は国家をも意識していたことが伺える。この「神楽講社」は前出の合石神楽の人々も所持していたことが知られている。同様、紫波町に所在する弟子神楽も、大償別当佐々木守衛に対して、以下の文章を提出している⁽⁸⁾。

「私共 心願之筋御座候テ 今般新山杜風神楽 御取立二相加イ永々当社ノ 神事相勤メ可申候 然ル上ハ日本大小神祇 之神務相守リ可申候為 後日之一券如件 紫波郡土館村神楽人名 明治二十一年二月 浦田政蔵（略）」

「前頭之通 当社風神楽ニ 加入仕神務相守ベキ旨 申出ニヨリ貴君様ノ御門人とナシタル上ハ 師家之御教導相省キ申間敷候依之二入門券 如件



写真 2① 神楽講社 表

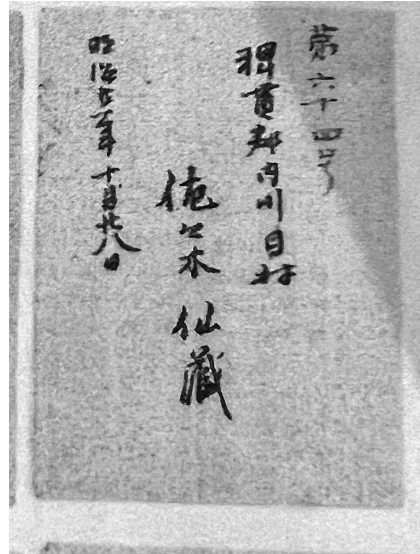


写真 2② 神楽講社 裏

神楽世話係 阿部市三郎 同 阿部三太郎 佐々木守衛殿

この書簡の時期も大償神楽の「神楽講社社人証」の発行と同様の1888年であることから、明治時代に入り当時の担い手たちが神楽を守るために、国の思想や政策にあわせた形に神楽の在り方を変えていこうとする様子がわかる。そのために、周辺地域の神楽同士が師弟関係を持って統括し合っていたことが考えられる。一方、すべての在り方が変わるわけではなく、この社人証はその後のものは見つからず、限定された一時的なものであったことが推測される。

一時形式が変わったようにも捉えられる大償神楽であるが、その後も別当家を中心に屋号別当カマド・カマドこ・百拝、そして与平衡・長十郎・惣八家らの昔からの神楽の家筋の人々が神楽を担い続け、その子孫は現代に至るまで脈々と神楽を守ってきた。

このうち江戸時代からの禰宜の家である屋号百拝佐々木家も、絶えることなく神楽人を輩出している家である。(写真3) 当家の古老佐々木隆氏(1931〈昭和6〉年生)が記録した文章が大変興味深く、以下に掲載する⁹⁾。

「小学校のころ、神楽宿のご主人から「ネギ」と呼ばれたことがあった。ある夜神楽の神楽宿でのこと、舞台の準備が居終わると、夕食の膳が運ばれてきた。床の間に権現様を安置し、御神酒奏上で一同参拝。そして膳を囲むと仲座役の長老が、幼い私に「さあさあネギ殿、たくさんおあがり」と言った。それを合図に食事が始まった。(中略)その後、ネギ殿と呼ばれた理由も聞かずに過ごしたが、それが野菜の葱ではなく、神官の禰宜と知ったのはずっと後になってからである。神楽はその昔、山伏によって始められ、やがて神職集団に伝えられた。大償神楽の元締めを司る大償神社の別当家の一族に生まれた私は、後継ぎとして育てられた。おさないとはいえ「禰宜殿」なのである。当時の長老たちは、神職が神事を司



写真3 百拝佐々木家 1945年頃（佐々木家提供）

り、神楽を演じてきた歴史の重みを大切にしていたのだろう。呼び名一つにも、そのことが良く現れているように思う。」

上記の文章は、1940年（昭和15年）頃の内容である。地域の中での神楽の役割、そして周囲の人々が神楽の担い手をどのように認識していたのか、いかにして接していたのかが読み取れる。別当佐々木家は神職筆頭で祈祷などの神事を行う。百拝のように別当家の血族や弟子が禰宜となり、実際には彼らが中心となって神楽が行われ、その形は、現代に至るまで継続していた。それはある程度決まった家の人々であり、神楽の家筋と呼ぶにふさわしく、彼らは日々厳しい稽古を積んで鍛錬していた。そして時期（農繁期が終わるころ）が来ると、「通り神楽」と称して、神仏の化身とされる獅子頭を奉じて遠くは紫波郡まで歩いて廻村巡業に出かけた。以前は数か月も廻っていたことが伝えられる。通り神楽は昭和の初めに廃れたが、それらしい風習は戦後の1945（昭和20）年頃まで続いたという。1931年生まれの高老が経験したのは、すでに名残となった門付け巡業であろう。当時の人々にとって神楽衆は神様を連れて来る特別な存在と捉えられていて、若い嫁の着物をきて神楽で踊ってもらったり、足袋を洗ったりすることで安産や健康などのご利益を期待した。神楽衆と神、地域の人々が一体感を持って行われていた「通り神楽」も、徐々に行われることがなくなっていった。

おわりに

研究者たちに「早池峰神楽」として岳神楽とともに見出された大償神楽は、1976（昭和51）年に重要無形民俗文化財の指定を受け、世間から着目されてその活動は盛んである。しかしながら長い経過の中では、一時神楽の担い手の減る時期もあり、その都度、新たな試みを持って神楽

衆を迎えて今日まで神楽を継続している。1975（昭和50年代）年頃、大償集落のみならず周辺地域に居住する7人の若者に当時の別当佐々木氏や師匠が声をかけ、新しい神楽衆として迎えた。彼らが現在師匠格となり、後輩の指導にあたっている。加えて師弟関係にある複数の神楽との後継者育成会を毎年開催し、相互の交流と技術研鑽も図っている。近年まで別当家血縁の家と古くから神楽に関わる家の人々により守られてきた大償神楽であるが、現在は地域を超えて複数の若者が神楽衆として参加しており、時代の変化とともに、今まさに神楽の継承における新しい段階を迎えていると考える。民俗芸能の維持と継承を考える上で、大償神楽が今後どのような展開をしつつ、誰が神楽を守っていくことになるのか、着目することが今後の課題となる。また今回の調査において、屋号や担い手の記録については不明な点も多い。同名の人物が時代を超えて祈祷や神楽に参加している事例などは、名を襲名している可能性もあり、これにはさらなる吟味が必要である。また、早池峰山麓の宗教者に影響を与えていた田中明神と別当山陰家については『山陰文書』以外の情報が少なく、さらなる調査が必要である。これらを踏まえて、「民俗芸能が誰により、どのように継承されるのか、いかにして守られるのか」について今後も掘り下げてゆきたい。

注

- (1) 『嶽妙泉寺文書』とは明治初年まで早池峰山麓に別當時として存在した嶽妙泉寺に保管されていた藩政時代の文書である。「年中行事日記」は1794（寛政6）年に第25代法院祐宣が記録したもの。慶長2年から明治初年までが翻刻されている。（花巻市教育委員会2006年）
- (2) 森尻純夫「弟子座の形成－地域の宗教観念と芸能への身体動機」『民俗芸能研究11』1990年
- (3) 『山陰文書』は早池峰山登拝稗貫郡の先達、田中明神神主山陰家に伝わる文書。山陰家は代々社人であったが、藩政時代に入って嫡流3代が羽黒派修験となった。本論では「年中之行事記」「表日記」を参考・引用した。『大迫町史民俗資料編』1983年大迫町719-755頁に所収。
- (4) 別当佐々木家初代久左エ門は、山陰家第44代筑前守豊国の次男八木巻兵部行康の孫である。
- (5) 『大迫町史 教育文化編』大迫町1983年270頁引用
- (6) 前掲(5)273頁引用
- (7) ①佐々木敏江編『大償三社大権現 別当の記 文書集①』永代印刷2020年
②佐々木敏江編『大償三社大権現 別当の記 文書集②』永代印刷2022年
- (8) 前掲(7)①178頁引用
- (9) 佐々木隆『神楽とともに』社団法人岩手県文化財愛護協会 2007年17-8頁引用

【付記】

本研究はJSPS科研費20k01201の助成を受けたものです。

（なかしま なつこ 佛教大学総合研究所特別研究員）